

海津敦子

市民の広場・文京を代表して質問をさせていただきます。

区長が大切にされる区民サービスの「品質」とは、けして奇をてらったものではなく、自治基本条例や基本構想で大切にされている「基本的なこと」を、確実に具体化されていくことだと思っています。

区長が区民に届けたい「区民サービスの品質」がどういったものか、区民に具体的に伝わる 区長、教育長の答弁となることを期待しております。

1 「だれもが区政を身近に感じ参画できるまち」にするために必要な情報提供

Q1：HP上、会議資料・議事録の公開について

区が、区政情報を区民に「わかりやすく」「正確にかつ迅速に提供する」という約束を果たしていくことは、区民サービスの「品質」として基本的なことです。

しかし、その基本が守られていない現状があります。傍聴ができる会議について言えば、会議で使用した資料を即日もしくは翌日には速やかにホームページに掲載する課がある一方、いつまでもたっても、ホームページで情報提供しない課もあります。そうした課は、区民から「傍聴者に配布した資料を早くホームページに載せてほしい」という要望に対し「検討してみます」などとの外れな回答をしています。傍聴が認められ、資料も配布されているのに、非公開にする理由はありません。

そこで、ホームページに傍聴できる会議の資料・議事録等を速やかに掲載するための、統一したルールを設定し、担当課や担当職員によって区民への情報提供が左右されないようにしてはいかでしょうか。

12月には新たな文書管理システムが導入され電子データ化が容易になります。さらには来年度中にはホームページがリニューアルされる予定になっているだけに、絶好のチャンスになります。区民に対して積極的に情報提供を行い、誠実に説明責任を果たしていることを感じられる仕組み作りともなるはずで、区長の見解を伺います。

Q2：庁内会議の情報公開の在り方について

傍聴が認められていない庁内のプロジェクトチームによる会議等の情報公開の在り方もばらつきがあり、改善が必要です。

所管課の判断にゆだねられ、区民から見ると、縦割りでちぐはぐな仕事ぶりになるのは明確なルールがないからです。早急に全庁統一のルールが必要だと考えますが、区長の見解を伺います。

また、傍聴が許可されている、されていないにかかわらず、行政情報センターに置かれている会議すべてについて検討過程がわかる資料や議事録等をホームページにも積極的に公開すべきと考えます。

役所に行かなくても、自宅でもどこからでも区政情報を得られるように環境を整備することは、「区民等の情報を知る権利を保障する」ことを大切にされる区長の姿勢を、より鮮明に打ち出せる改善策になるはずで、また区民の強い要望でもあります。伺います。

区長： 区政情報の公表についてのお尋ねですが、傍聴ができる附属機関の会議の資料や議事録等は、条例等に基づき、ホームページなどでも公開することとなっておりますが、ホームページについては、一部未掲載のものもあることから、今後、適切に掲載するよう、改めて徹底してまいります。

また、庁内会議に係る行政情報についても、条例等に基づき、すでに公表しているものもありますが、非公開情報に該当しない情報については、今後も、行政情報センターへの配架などに努めてまいります。

なお、ホームページでの公表については、文書管理システムの導入にあわせて、さらに充実を図ってまいります。

Q3： 区民説明会の開催案内について

区民説明会の開催案内には、資料が掲載されておらず、説明会の前に目を通し、説明を聴きに行くことができません。資料は事前配布が世の中の流れで今や常識です。区民説明会の開催案内には必ず当日に配布される資料を電子データで掲載しておき、誰もが目にできる配慮をされるお考えはありませんか。伺います。

区長： 区民説明会資料の事前掲載についてのお尋ねですが、区報特集号の発行と、ホームページへの事前掲載を行い、できる限り対応しておりますが、今後とも、積極的に情報提供を行ってまいります。

また、文書管理システムを導入した際には、よりスムーズな情報提供ができるものと考えております。

Q4： 区民の声の回答者名について

区民が「区長宛」に書いた「区民の声」の回答が、「担当課長名」で届くことに感じる区民の違和感です。

区民の声に対して、区長名で回答するに値するか、担当課長名で十分か、区が優劣を付けているような印象を持ちます。区長名で回答するかどうかの基準があるなら教えてください。伺います。

仮に基準があるのであれば、区民の声の説明で、「区長名」での回答基準を明確に示すべきかと思ひます、区長の見解を伺います。

区長： 「区民の声」の回答者名についてのお尋ねですが、「区民の声」については、「区民の声取扱要綱」に基づき、原則として、所管課長名で回答することになっておりますが、必要に応じて、所管部長名、副区長名又は区長名での回答もできるものとしております。

「区民の声」をいただいた場合には、事案の内容を熟知している各所管課において、対応策等の検討を行い、区長決定を経て回答しております。したがって、所管課長名での回答を基本としております。

区政全般にわたるものなど、例外的に区長名等で回答をしているものもありますが、個々の事案内容によりますので、一律に基準をお示しすることはできません。

2 継続した働き方ができるための労働条件について

Q: 児童館を管理、運営する事業者を、指定管理者制度を導入して選定する折には、指定管理者となった事業者に、育成室運営を委託することになることから、児童館の管理運営能力だけでなく、育成室の事業計画書も提出させ、育成室の運営能力があるかどうかを審査しています。

当然、「子どもと安定的に継続的な関わりが持てるよう」に児童館、育成室の指導員を配置する運営能力が求められますが、指導員が頻繁に入れ替わる課題が発生しています。この4月から職員が入れ替わっています。様々な事情があるにせよ、子どもたちに影響することで避けねばなりません。

もちろん、区がそうした状況を重く受け止め、事業者に対して相応の指導・監督をしていることも承知しています。ですが、区の指導・監督ではどうしても別次元のことのように感じます。理由のひとつには賃金体系の問題もあることは否めないのではないのでしょうか。

例えば、文京区育成室の非常勤の指導員の時給は、平成25年度は1357円、障害児担当の非常勤指導員は時給1434円です。一方、指定管理者に業務委託されている育成室のケースだと、教員免許などの資格を持っている非常勤職員でも1000円、無資格であれば950円。公設公営の非常勤職員と時給の差は最大でおよそ500円。実に大きいです。常勤職員も時間単価で計算すると 区の非常勤職員よりも下回ることもあるほどです。

指定管理に応募してきた事業者が、施設のサービスの向上と経済的な効率性に傾き、人件費などの雇用条件を低く抑え事業獲得することもあるかと思えます。人件費が抑えられた職場では、職員が公設公営のように継続して勤務することは難しく、結果、良質なサービスが揺らぐ一因にもなりかねません。経費削減のために、継続して勤務できる職員の確保が難しくなるとは、子ども達にしわ寄せがいきま本末転倒です。

そこで、指定管理制度で事業者の選定を行う折には、指定管理料や委託料を算出の折に、人件費の積算根拠とした金額より人件費が下回っていないかどうかを審査項目に入れてはいかがでしょうか。選定後には、賃金を含む労働条件をモニタリングすることを積極的に検討されてはいかがでしょうか。公設公営同様に職員が継続的に勤務する事業者の選定は重要です。併せて伺います。

区長 : 指定管理者制度の労働条件等についてのご質問にお答えします。事業者選定においては、適正な人員配置となるよう、区から要求水準を示し、人材の継続的・安定的確保のための職員体制等についても、審査項目として、審査を行っているところです。

また、労働環境の確認については、区が求めた職員体制や人員配置についての要求水準を満たしているか、モニタリングを活用して、定期的に確認しているところですが、他区の実施状況も勘案し、より具体的な手法について、検討しているところです。

3 指定管理者選定の審査のさらなる情報公開について

Q：他の自治体のホームページには、選定された事業者が応募時に提出した事業計画書を電子データで掲載されています。また、応募してきた事業所を審査項目ごとに採点した合計一覧も掲載されています。

文京区もホームページで公開し、誰もが見られるようにされてはいかがでしょうか。審査の採点が公表されれば、公の施設を誰もが平等で公正に利用できるように、事業者を選定する区の姿勢が明確に見えます。選定された事業者の事業計画書を読むことができれば、提案したサービスを提供できているか、利用者がチェックすることもできます。選定の情報を区ホームページで一層、公開を進めることについて、区長の見解を伺います。

区長：指定管理者選定結果等の公開についてのご質問にお答えします。事業計画書については、法人不利益情報に該当するおそれがあるため、情報公開条例の規定により、請求に基づいて、非公開情報を除き公開しているところですが、審査項目ごとの採点結果については、今後、その公表のあり方について検討してまいります。

4 区民のニーズにより応えていくために

Q：育成室は、夏休みなどの長期休業中の保育時間が改定され、これまでの開始時間8時45分から8時15分となりました。この変更は、長年にわたり保護者が求めてきたものであり、親が出勤して不安感を持って過ごしていた子どもたちの気持ちも改善が図られる、大きな前進となりました。担当課、現場指導員の努力によるもので評価されるものです。

そこで、さらに区民ニーズに寄り添っていただくことをお願いしたいと思います。多様化・複雑化する区民ニーズに迅速かつ柔軟に対応していくことを基本構想でも明記しています。児童館の利用者からは時間延長や開館日の拡充の要望が出ています。育成室の終了時間延長も希望があります。指定管理者制度導入で経費の削減を推進していますが、最優先すべき目的は「住民サービスの向上」です。どのような検討をされていますか。伺います。

区長：児童館、育成室の開設時間等についてのご質問にお答えします。児童館については、土曜日の利用者数が平日と比べて少なく、また中高生の利用も少ないことから、現時点では、利用日の拡充及び時間延長は考えておりません。

また、育成室についても、その終了時刻と保護者の就労状況調査票で確認している帰宅時刻との間に大きな差がないことから、開設時間の延長を行う必要性は、現時点では低いと考えておりますが、多様な保育ニーズに対応すべく、来年度に都型学童保育を実施することとしております。

5 「歳を重ねさらにいきいき自分らしく暮らせるまち」に向けて

Q1：高齢者の住環境について

厚生労働省が、都市部で急増する高齢者を「地方で受け入れる具体策の検討」を始める中、文京区は「老いても、住み慣れた地域で安全・安心に住み続けられるように生活環境を整備する方針は変わらない」との姿勢を示されています。区民として誇れるものです。年を重ねるとともに、さらにいきいきと自分らしく暮らせるまちづくりにむけて、引き続き力を注いでいただけるよう願っています。

区民が区内に居住を継続できるようにサービス付き高齢者住宅の整備など、住宅施策の充実にむけてどのように取り組まれる計画でしょうか。伺います。

区長： 高齢者の住宅施策についてのお尋ねですが、現在、区では、高齢者の住まいを確保するため、住宅ストックの活用を図っているところです。

また、「サービス付き高齢者向け住宅」の整備については、民間事業者への情報提供を行うとともに、本区の地価等の地域特性を踏まえ、その供給の実現可能性について、現在検討を行っております。

Q2：待機高齢者の解消にむけて

一方、家族介護が前提となっている日常に、精神的にも肉体的にも疲れ切り孤独感を深めているご家族は少なからずいます。介護と仕事の両立、老老介護の問題などに、日々、悩み不安を抱えられる方々が大勢いらっしゃいます。

また、子育てと親の介護が同時進行で進み、子どもとも親ともじっくりと向き合う時間がなく、しかも、教育費、介護費も重なり経済的にも辛い、という声を聴くことが増えています。在宅介護の限界を実感される方々からは、保育園の待機児童の解消にむけて精力的に動いているように、特別養護老人ホームの待機高齢者の解決にも、より力を注ぎ待機者の解消を図ってほしい。との声が聴かれます。

杉並区は、静岡県南伊豆町に所有する閉園した教育施設の跡地に、杉並区民が優先的に入れる特別養護老人ホームを開設する計画を持ち、実現のため、国に法改正を伴う制度変更を求めています。

文京区は、現段階では、廃止が決定している区内の国家公務員宿舎などを活用して、特別養護老人ホームの待機者の解消に向け努力を続けていかれると思いますが、特別養護老人ホームの建設地不足の悩みは尽きないと思います。東京財務事務所から6月に提供された区内にある廃止が決定している国家公務員宿舎の中で、特別養護老人ホーム建設地として検討できる可能性があるものは何件ありますか。伺います。

また、文京区としては、杉並区の取り組みをどのように評価されるでしょうか。区長の見解を伺います。

区長： 国からの廃止予定宿舎の情報提供についてのお尋ねですが、このたびの廃止予定宿舎については、特別養護老人ホームとして区が利用する考えはありません。なお、今後、民間事業者が適地として活用する場合には、支援を検討してまいります。

次に、特別養護老人ホームの整備の考え方についてのお尋ねですが、本区においては、特別養護老人ホームの整備に当たり、かつて、区外での整備も含めて、庁内で研究を行い、実際に私自身が他自治体と意見交換をいたしました。法制度上、解決すべき課題が多いとの認識に到りました。

その後、新たに策定した「地域福祉保健計画」に基づいて、教育センター敷地の活用と国有地等を活用した整備を行う方針をまとめ、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けることができるよう、具体的な取り組みを着実に進めることとしたものです。

なお、厚生労働省の「都市部の高齢化対策に関する検討会」において、様々な検討が行われていることから、今後の動向を注視してまいります。

6 いつ起きるかわからない災害に対して、区としての備えについて

Q1：非常電源の確保について

大震災がいつおきても不思議ではないといわれる状況の中、避難所の電源確保は大きな課題です。避難所の生活の質を左右する課題だけに区民は不安を感じています。杉並区では、そうした区民の不安に具体的に応えています。「地域エネルギービジョン」を策定し、大震災が起きて停電になっても、太陽光発電設備と蓄電池を設置していれば、停電時や夜間でも照明やテレビ、携帯、パソコンなどを利用できることから、避難所になるすべての小中学校に太陽光パネルと蓄電池を設置する方針です。避難所の課題解決に向け「果敢に取り組み」、蓄電池までも整備するために予算も確保していく杉並区の的確な対応は、文京区も見習うべきことだと思います。

そこで伺います。文京区でも避難所となる小中学校すべてに太陽光発電と蓄電池を設置していくことが望まれます。中長期的な計画をどのように進めていかれるか、区長のお考えをお聞かせください。

また、福祉避難所となるところには非常用電源の設置は必須です。新しく整備される新福祉センター、新教育センターは非常用電源、太陽光発電等を設置しますが、蓄電池を設置し災害時に、エネルギーを区自らで備え、生産していく姿勢をより強固にされるお考えはお持ちでしょうか。

福祉避難所に指定されている福祉作業所や特別養護老人ホームの非常用電源は十分とお考えになっていらっしゃいますか。太陽光発電と蓄電池を整備する事業者には区としての補助についてどのように考えていますか。併せて伺います。

区長：避難所等における非常時の電源確保についてのお尋ねですが、非常用電源の一定の確保は必要なものと認識しており、今後、施設改築の際に、その確保に向けて、太陽光発電の設置等について検討してまいります。

なお、ご指摘の蓄電池については、導入時に多くのコストがかかる上、充電回数に限りがあることなど、課題も多いと聞いておりますが、先行自治体の事例を研究してまいります。

また、民間事業者が、福祉避難所の協定を締結することにより、一定の役割が期待される場合には、非常用電源等に関する補助を含めた支援方法についても検討してまいります。

教育長：小中学校における太陽光発電等についてのお尋ねですが、太陽光発電につきましては、窪町小学校、音羽中学校の2校において導入しております。

また、改築中の第六中学校においても、自然エネルギーを活用し、エコスクール化を推進するため、導入しているところでございます。

今後とも、改築や大規模改修に併せ、太陽光発電の設置を進めてまいります。

なお、ご指摘の蓄電池につきましては、導入時に多くのコストがかかるうえ、充電回数に限りがあることなど、課題も多いと聞いておりますが、先行自治体の事例を研究してまいります。

Q2：避難所のバリアフリー化の進捗状況について

災害対策基本法は、避難所が避難者にとって安全性の高い、良好な居場所となることを求めています。お孫さんの運動会へ参観に行かれた方が、校内の段差に躓き転ぶなど高齢者の方にとって避難所となる学校は危険が多数潜んでいます。バリアフリー化が進んでいる実感を区民は持てていません。バリアフリー化が急がれます。多様な方々が利用することになる避難所としての学校について、どの課が中心になって、どのように安全性、快適性をチェックし改善していく計画か、お示してください。

教育長：避難所となる学校のバリアフリー化についてのお尋ねですが、主な対応といたしましては、小中学校では、現在10校でエレベーターを、19校で多機能トイレを設置しているほか、18校でスロープの設置や改修工事による段差解消を行っております。

また、校舎の大規模改修や改築の際には、バリアフリーに配慮した設計による工事を行っております。
なお、今年度は柳町小学校において昇降口付近へのスロープ設置工事を実施しております。

次に、避難所となる学校の安全性等についてのお尋ねですが、従来より、学校施設の改修につきましては、優先順位を勘案のうえ、予算の効率的執行に努めながら、応急対策を含め、学務課を中心に適切に対処しているところでございます。
避難所としての整備につきましても、避難所運営訓練などでのご指摘も勘案し、優先度の高いものから改修について検討してまいります。

Q3：災害時の高齢者らの搬送について

災害時に自力で避難できない高齢者らの搬送も課題となっています。区としては、どの課が責任をもって、一人で避難が不可能な方の搬送計画を立てるのか、どの時期までを目安に考えていくのでしょうか。教えてください。

また、福祉避難所への搬送が困難なケースもあります。避難所の中に、福祉避難室、福祉避難ゾーンをどこに設けるか、各避難所での計画はどの程度、進んでいるのでしょうか。すべての避難所に福祉避難室等を設けるためには適切なアドバイザーも必要だと思いますが、そうした体制は整っていらっしゃいますか。伺います。

区長：災害時要援護者の搬送についてのお尋ねですが、現在、防災課が中心となり、災害時要援護者名簿登録者の実態把握のため、個別訪問を順次行っているところです。その結果を踏まえ、来年度を目途に、災害時に支援が必要な方の特定に努めてまいります。

また、その情報を名簿の共有者へ提供し、災害時に適切な支援が行えるよう、介護事業者等との連携も含め、安否確認・搬送方法等の支援について、現在検討しているところです。

次に、避難所における災害時要援護者向け専用スペースの設置についてのお尋ねですが、現在、避難所運営協議会において、災害時要援護者向け専用スペースの確保や位置について、検討が進められているところであり、本年度策定予定の「避難所運営管理マニュアル」に盛り込んでまいります。

なお、マニュアルの策定にあたっては、関係部署と連携を図りながら、特に福祉の視点も踏まえて進めてまいります。

Q4：避難所への支援について

避難所生活の長期化を想定して、訪問介護事業者等と協定を結び、避難所への支援体制として、ヘルパー等の派遣をお願いしていくことも重要です。訪問介護事業者等には緊急時、まずは訪問先の方々の安否確認をお願いすると同時に、避難所にもヘルパーを派遣してもらえるように協定を結んでいく必要を、区長はどのように考え、指示を出されますか。伺います。

区長：避難所へのヘルパー派遣等についてのお尋ねですが、この度修正した「地域防災計画」に基づき、避難者の安否確認だけでなく、避難所における医療や介護などの必要なサービスを提供できるよう、体制の整備を図っているところです。

7 子ども達がのびのびと学校生活を送れる教育環境の整備について

Q1：学校改築、改修の計画について

老朽化した学校施設について緊急度を考慮して、計画的な改築や改修を検討するとして「文京区立小・中学校将来ビジョン」からすでに4年半もたちますが、今なお、計画はみえてきません。長い長い検討が続いています。終わりましたでしょうか。計画はいつ区民に示される予定でしょうか。伺います。

Q2：改築と長寿命化の考え方について

国は老朽化した学校施設の「長寿命化改修」を施す方針を打ち出しています。文京区として改築と長寿命化改修についてどのように線を引きかけていくのでしょうか。線の引き方についてわかりやすく区民に方針を示す必要を感じます。方針を作成され、公表されていくお考えはありますか。伺います。

教育長：学校の改築・改修計画と長寿命化についてのお尋ねですが、『文京区立小・中学校将来ビジョン』では、老朽化に対する建て替えを喫緊の課題としております。第六中学校を改築後も、築70年を超える学校が4校ございますので、これらについて、順次、検討を行ってまいります。

学校施設の大規模な整備におきましては、児童・生徒の利便性・安全性及び学習効果等を勘案し、広く関係者の意見を伺いながら、改築や長寿命化などの整備手法の選択を含め、対応を検討してまいります。

なお、具体的な計画につきましては、基本構想実施計画の中でお示しすることとなります。

Q3：合理的配慮の法的義務について

以前に障害のあるお子さんに必要なエレベーターの設置についてお聴きした時、大規模改修工事等で考えると答弁を頂きました。ですが障害者差別解消法が成立して、自治体には合理的配慮が法的義務として生じました。そこで改めて伺います。

現在、エレベーターがない小・中学校に通う身体障害があるお子さんたちは、移動に過重な負担感を持ち、休み時間ひとつとっても障害のない子と同じように時間を持たず、不平等な学校生活をおくっています。エレベータを設置しない限り子どもの最善の利益をゆがめることが続きます。なおかつ、夜には、学校生活での移動の負担で足がつかってしまい熟睡ができていないということも聴きます。障害者用トイレがないことからトイレも控えがちになっているということも聴きます。二次障害が出ている状況です。合理的配慮を先延ばしにできません。エレベーターの設置等が急がれます。

障害者差別解消法の3年後の施行に向け、身体障害のあるお子さんたちの合理的配慮としてエレベーター設置やトイレを改修し、社会的障壁を除去する必要があります。どのように合理的配慮をしていく計画ですか。伺います。

教育長：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に関するお尋ねですが、学校施設においては、障害のある児童・生徒の在籍している学校から優先的に整備を行っております。多機能トイレやスロープの設置など、障害に応じて学校と協議しながら建物の構造上や安全上の問題を勘案のうえ、可能な限り整備を行ってまいります。

また、エレベーターの設置につきましては、大規模な改修工事が必要となりますので、大規模改修や改築の際に検討してまいります。教育委員会といたしましては、法の趣旨や国等の動向を踏まえ、適切に対応してまいります。

8 「子どもの権利条約」を子ども自らが学ぶ必要性について

Q：子どもの権利条約の趣旨を活かした教育

子どもが困ったことがあったときには、自分に寄り添った支援をうけることができるのだということを子どもが理解しておくことが大事だと思います。「子ども権利条約」を、学校の中で学習する積極的な機会が必要ではないでしょうか。

少なくとも子どもの権利条約の4本の柱である、子ども達が健やかに成長する権利をもつという「生きる権利」や、あらゆる種類の差別や虐待、搾取などから「守られる権利」を持っていること、教育を受けたり、休んだり遊んだりすること、情報を得たりしながら、自分らしく成長できるように「育つ権利」があること、自分たちに関係のあることには自由に意見を言ったり、グループを作ったり活動することができる「参加をする権利」が与えられていること。そうしたことを、学校で一定期間をかけてしっかりと学習することが大事だと思います。自尊感情を育み、他者を尊重し思いやる心を育て、多様性や包容力のある社会を育てるためにも、とても重要なことと考えます。子どもの権利条約を各小学校、中学校で学ぶ機会を必ず設けるようにしてはいかがでしょうか。伺います。

また、教育委員会は、子どもの権利条約の趣旨を活かした学校づくりを学校経営に求め区として推進されていることと思います。各学校にはどのように周知を図っているのでしょうか。伺います。また、区として条約の趣旨を活かした教育、施設整備など具体的な取り組みをご紹介ください。

教育長：子どもの権利条約を学ぶ機会についてのお尋ねですが、現在文京区で採択している小学校社会及び中学校社会（公民的分野）の教科用図書に、子どもの権利条約に関する記載があり、小学校第6学年及び中学校第3学年の社会において学習する機会が確保されています。

次に、本条約の趣旨の周知及び具体的な取組についてのお尋ねですが、教育委員会がかかげる教育ビジョン「個が輝き、共に生きる文京の教育」の理念は、本条約の趣旨を踏まえた内容であると捉えております。

また、本条約につきましては、東京都教育委員会の「人権教育プログラム」にも掲載されており、教育課程編成、人権教育の全体計画作成の際にその趣旨を踏まえるよう、校園長会、教育課程届出説明会等において周知を図っております。具体的な取組としては、「いのちと心の授業」や「いのちと人権を考える月間」等を通して、今後も学校教育活動全般にわたり、人権教育の視点を大切にした学級指導、教科指導を実施してまいります。

なお、施設整備についても、本条約の趣旨を踏まえ、子どもたちにとって良好な教育環境となるよう、整備に努めております。

9 差別のない社会の実現のために必須となる教員の障害観の向上について

Q：教員の資質向上にむけた研修

障害者差別解消法が3年後には施行される中、教職員の中で何が「差別にあたるのか」を理解する必要性は増しています。例えば、ある中学校の合唱コンクールは、昨年までは特別支援学級在籍生徒は、音楽の交流にでていなくても希望すれば、9月から練習をスタートすることで交流する学級で合唱コンクールに参加し、通常学級の子どもたちと共に舞台にあがることができました。しかし、今年度は突如、7月になって、「9月からの練習では遅い」「まにあわない」として音楽の交流に参加してない生徒は舞台にはあげられない。舞台上でプロジェクターのスイッチ係をすることになる、といったことが学校から特別支援学級の保護者に伝えられました。通常の学級在籍の生徒であれば9月に転校してきても「遅い」「まにあわない」という理由などつけられることなく舞台にあげられます、明らかに在籍する学級や障害を理由とした不当な差別的取扱いです。このように、気が付かずに子どもたちに差別を繰り返す教員の行為は、アカデミックハラスメントにもあたります。子どもを傷つけていくばかりか、教員自らも守れなくなっていくのではないのでしょうか。差別していることを自覚できない教員の行為は、周りの子どもたちにも「差別」を広げていく可能性があります。

そこで提案をしたいと思います。障害のある子どもや、保護者からアンケートを行い、どのような言葉や態度を差別にあたると感じてきたか、潜在的な差別の掘り起こしに努め、アンケート結果を教員の研修に活かしていくと良いと考えます。お考えを伺います。

教育長：教員の資質向上に向けた障害のある子どもや保護者へのアンケートの活用についてのお尋ねですが、教育委員会では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月1日から施行されることについて、すでに各学校・園に周知を図ったところです。

また、8月に実施した人権教育に関する研修においても、同法を取り上げ、理解・啓発を図りました。

今後、各学校・園が実施する学校評価のための保護者アンケート等において、項目を追加するなど、各学校の人権に配慮した教育活動の実施に活用できるよう働きかけてまいります。

10 ノーマライゼーションの理念に基づく子ども組織の一元化について

Q1：教育委員会一元化の影響

区は、区民にわかりやすく利用しやすい組織に向け、子ども組織の再編を行い、教育委員会に一元的な実施を目指しています。すでに練馬区は、子ども組織を教育委員会に一元化し、その結果、教育局に職員の2分の1が所属し、予算の3分の1を抱える組織になり、必然的に教育長の権限が拡大したとのことでした。

そこで伺います。文京区では、一元化を行うと、教育委員会に所属する職員は、職員全体の何割になるのでしょうか。教育委員会の予算は、区の予算の何割を抱えることになりそうですでしょうか。

Q2：教育長の任期との兼ね合いについて

教育委員会に子ども施策等が委任されれば、練馬区同様に、教育長の権限の範囲が拡大することは明らかです。再編が予定される平成27年4月時点の教育長は、現在の教育長です。議会は教育長を教育委員として同意をしていますが、しかし、それはあくまでも、現在の教育委員会に委任されている業務範囲を前提とした同意です。一元化される時期と教育長の任期との兼ね合いに問題はないのでしょうか。伺います。

Q3：当事者の痛みに寄りそった組織再編に向けて

今示されている教育委員会の一元化に向けての方向では、障害児の給付等は障害福祉課の管轄として残すことになっています。そのことについて伺います。

子ども・子育て会議の協議の中で、障害児の保護者でもある委員の方から、「子育て支援に関するニーズ調査表」の答えの中に、障害のある子の子育てが想定されていない。そのため、回答欄の「その他」を何度も何度も選ぶことになり、気持ち的にも自分の子どもはふつうではない、「その他」なんだ・・・と、暗い気持ちになってしまった。。という、切なさが語られました。実は、障害児の親は、子育て施策の中でこのような切なさを何度も体験する辛さを抱えた子育てをしています。それだけに今回の組織再編には期待を寄せています。

今の組織再編の方向で示された「障害がある子は障害福祉課へ」と回す方針は、「ふつうではない」ことを突き付けるだけの組織再編です。当事者の痛みに寄り添った「利用しやすい組織」再編に向けて、検討をより深めていくお考えはお持ちですか。伺います。

区長：子ども部門組織の整備についてのご質問にお答えします。現在、本区における幼児期の学校教育・保育等のあり方について検討を進めているところであり、現時点で、その予算規模や、新しい組織の詳細についてお示しすることは困難です。

なお、子ども関連施策の一元的な実施に当たっては、地方自治法の規定に基づき、適切に行いますので、教育委員の任期との関係について、何ら問題はないものと認識しております。

障害児福祉関連事務については、子ども総合窓口の設置や、教育センターで障害児についての療育・教育相談の実質的な一元化等を予定しているところですが、引き続き、迅速性・効率性を損なうことなく、区民にとって利用しやすい組織体制を構築できるよう、検討を進めてまいります。

● 一般質問を終えて ●

自席からの発言をお許してください。

区長、教育長、ご答弁ありがとうございました。

さて、ご答弁を聴きながら、「検討しています。」「検討していきます。」「研究していきます。」ということは、どの程度の期間、検討していくのだろうか、研究していくのだろうか、疑問がわきあがってきました。区民も同じだと思います。

老朽化した校舎の改築・改修について、区として差し迫ったことであることを認識をもちながらも、4年半すぎでもなお、検討中です。

基本構想で示されている。区民ニーズに迅速かつ柔軟に対応していく約束事が机上の空論に映ります。実にもったいないことです。PDCAサイクルに基づきなせ、4年半すぎても検討中なのか検証してもらいたいと思います。

そして今日、ご答弁いただいた「検討する」ということについては、区民が納得できる検討、研究時間で、区民のニーズ、不安に的確にこたえる、具体的な事業を起こしていってもらえるようお願いいたします。

また、子ども権利条約は教科書に書かれていますが、積極的に学んでいるとは言い難い状況です。子ども達に尋ねてもよくわかっていません。是非、結果が伴う、学びを積極的に実践していかれる授業の質を確保していただけるようお願いいたします。

あとは、同僚議員と共に各委員会で議論を深めさせていただきます。

ありがとうございました。